

議員提出議案第3号

狭山市議会政務活動費の特例に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月22日提出

狭山市議会議長 加賀谷 勉 様

提出者	狭山市議会議員	齋藤 誠
賛成者	同	三浦 和也
	同	福田 正
	同	広山 清志
	同	田中 寿夫
	同	西塚 和音
	同	土方 隆司
	同	内藤 光雄
	同	笹本 英輔
	同	金子 広和
	同	千葉 良秋
	同	綿貫 伸子
	同	衣川 千代子
	同	大沢 えみ子
	同	猪股 嘉直
	同	中村 正義
	同	大島 政教
	同	太田 博希
	同	新良 守克
	同	田村 秀二

提案理由

新型コロナウイルス感染症の対策費用に充てることに鑑み、政務活動費を減額するため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市議会政務活動費の特例に関する条例

令和2年10月から令和3年3月までの月分の政務活動費については、狭山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第4号）の規定にかかわらず交付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。